

第4回教育委員会定例会会議録

平成30年4月23日（木）

場所：国立市役所教育委員会室

出席委員	教 育 長	是 松 昭 一
	教 育 長 職 務 代 理 者	山 口 直 樹
	委 員	嵐 山 光 三 郎
	委 員	高 橋 宏
	委 員	猪 熊 緑
出席職員	教 育 次 長	宮 崎 宏 一
	教 育 総 務 課 長	川 島 慶 之
	教 育 施 設 担 当 課 長	古 川 拓 朗
	教 育 指 導 支 援 課 長	三 浦 利 信
	指 導 担 当 課 長	荒 西 岳 広
	生 涯 学 習 課 長	伊 形 研 一 郎
	給 食 セ ン タ ー 所 長	吉 野 勝 治
	公 民 館 長	石 田 進
	図 書 館 長	尾 崎 清 美
	指 導 主 事	植 木 淳
	指 導 主 事	武 内 陽 子

国立市教育委員会

付議案件

区 分	件 名	
	教育長報告	
報 告 事 項	1) 公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成30年度事業計画及び収支予算について	
議案第24号	平成30年度教育費(6月)補正予算案の提出について	
議案第25号	臨時代理事項の報告及び承認について (平成30年度国立市立中学校教科用図書採択について)	
議案第26号	臨時代理事項の報告及び承認について (平成30年度国立市立小学校教科用図書採択について)	
議案第27号	臨時代理事項の報告及び承認について (平成30年度国立市特別支援学級教科用図書採択について)	
議案第28号	国立市文化芸術推進会議への諮問について	
報 告 事 項	2) 平成29年度卒業式、平成30年度入学式の実施報告について	
	3) 平成29年度学校評価報告書について	
	4) 市教委名義使用について(7件)	
	5) 要望書について(2件)	
議案第29号	第31期国立市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について	秘密会
議案第30号	国立市文化芸術推進会議委員の委嘱について	秘密会
議案第31号	臨時代理事項の報告及び承認について (第22期国立市社会教育委員の解嘱及び委嘱について)	秘密会
議案第32号	臨時代理事項の報告及び承認について (教職員の人事異動について)	秘密会
議案第33号	臨時代理事項の報告及び承認について (平成30年度主幹教諭・主任の任命について)	秘密会

○【是松教育長】 皆さん、こんにちは。平成の最後の年度となります平成30年度がスタートして3週間ほどたっております。平成30年度の教育委員会活動につきましてもよろしくご協力願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

最近暑い日が続いております、5月に入りますともう暦の上では立夏ということで夏になりますが、それにしても暑さが厳しかったり、あるいは急に寒くなったりしております。ここへ来て国立の第八小学校でインフルエンザの学年閉鎖が出たというような状況も出ておまして、大変体調も崩しやすい季節でもありますので、皆さん十分ご注意願いたいと思います。

それでは、これから平成30年第4回教育委員会定例会を開催します。

本日の会議録署名委員は、山口委員をお願いいたします。

○【山口委員】 はい。

○【是松教育長】 よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、4月1日付で嵐山光三郎委員と高橋宏委員が教育委員に再任されております。一言ずつご挨拶をお願いしたいと思います。

まず嵐山委員、よろしく申し上げます。

○【嵐山委員】 もう引退しようと思っていたのですが、あと2年だけやれと言われて、お引き受けいたしました。

国立、やっぱり僕はもう結構長く、10年になってしまうのかな。そうかと思って、TBSの番審委員というのもちょうど10年やっていて、今期で終わり、ペンクラブの理事も終わり、そういうオフィシャルなものは全部おりののですが、唯一残っているのは国立の教育委員会で、国立は教育のまちですから、歩いていると子どもが挨拶してくれるのですね。びっくりしてしまって、それで時々、子どもが挨拶するのですよ、知らない子が。はーと思って、「こんにちは」と言って話をするのです。教育の問題はいろいろ今、問題も抱えているし、新しいテーマもあるし、英語の教科が入ってくるとか、いろいろ変化がある時ですけれども、国立の子どもたちが元気で、一生懸命楽しく歩いているのを見ると、そういう命の力をいただくことができます。

それから学校の先生もいろいろな大変で、忙しくて、クラブ活動とか、いろいろな問題を抱えて一生懸命やっておられて、少しでも私もお役に立てたらと思って一生懸命務めますので、よろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 ありがとうございます。

では、続きまして、高橋委員、よろしく申し上げます。

○【高橋委員】 環境のことをいえば、人工知能など新たな技術で社会が大きく変化する中で、子どもたちは努力すればどんな道にも行けるといって、そういう可能性を最大限に開くために、教育委員としてできることを精いっぱい取り組みたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして4月の人事異動による説明員の交代があり、教育次長から発言を求められておりますので、よろしくお願いいたします。

宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 では、新任の出席説明員をご紹介します。教育施設担当課長、古川拓朗でございます。

- 【古川教育施設担当課長】 古川です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 【宮崎教育次長】 生涯学習課長、伊形研一郎でございます。
- 【伊形生涯学習課長】 伊形です。よろしくお願いいたします。
- 【宮崎教育次長】 指導主事、武内陽子でございます。
- 【武内指導主事】 武内です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 【宮崎教育次長】 以上でございます。よろしくお願いいたします。
- 【是松教育長】 人事異動に伴う新たな説明員は以上、紹介のあったとおりですので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入りますが、本日の審議案件の1、議案第29号「第31期公民館運営審議会委員の委嘱及び解嘱について」、議案第30号「国立市文化芸術推進会議委員の委嘱について」、議案第31号「臨時代理事項、第22期国立市社会教育委員の解嘱及び委嘱についての報告及び承認について」、議案第32号「臨時代理事項、教職員の人事異動についての報告及び承認について」、及び議案第33号「臨時代理事項、平成30年度主幹教諭・主任の任命についての報告及び承認について」は、いずれも人事案件ですので、秘密会としますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）



○議題（1） 教育長報告

- 【是松教育長】 それでは審議に入ります。

最初に教育長報告を申し上げます。

平成30年3月22日木曜日、第3回定例教育委員会以後の教育委員会の主な事業についてのご報告になります。

3月22日木曜日、この日をもちまして小学校の3学期が終了いたしました。同日、給食も終了しております。

3月23日金曜日に、小学校で卒業式が挙行されました。中学校は3学期の終了を迎えております。

3月24日土曜日に、社会体育事業としてボッチャ体験教室を実施いたしました。

3月26日月曜日には、社会教育委員の会を開催しております。同日、市議会の最終本会議が開催されました。

3月27日火曜日、公民館運営審議会を開催いたしました。

3月29日木曜日には、国立アートビエンナーレ2018、公募彫刻展の最終選考と受賞作品の発表会が行われました。

3月30日金曜日に、市職員、教職員退職辞令等交付・伝達を行っております。

3月31日土曜日には、国立アートビエンナーレ2018の関連イベントであります「Play Me, I'm Yours」がイベントを終了いたしました。

4月1日日曜日に、国立市文化芸術条例が施行されております。

4月2日月曜日、市職員と教職員の人事発令・伝達を行いました。

4月4日水曜日、教職員を対象にエピペン、AED等の取り扱いを含めた救急法の講習会を実施いたしました。

4月6日金曜日には、小・中学校1学期が始業しております。同日は小学校での入学式が挙行されました。

週を明けて4月9日月曜日に、中学校で入学式をとり行っております。また同日は、東京都市町村教育委員会連合会の会計監査があり、高橋委員が出席されておられます。

4月10日火曜日に、校長会を開催いたしました。同日より給食も始まっております。

また夜は公民館運営審議会を開催したところでございます。

4月11日水曜日に、東京都市教育長会の定例会並びに総会が東久留米市で開催されました。

4月16日月曜日に、副校長会を開催いたしました。

4月17日火曜日には、小学校6年生、中学校3年生を対象とした全国学力・学習状況調査が実施されております。今年度は例年の国語、算数・数学に加え、理科の教科が加わっております。

4月18日水曜日に、国立市立小・中学校合同授業研究会の全体会と分科会を開催いたしました。

4月19日木曜日には、この日より20日までの2日間で日光移動教室担当教諭の現地踏査を行っております。

また同日、スポーツ推進委員定例会を開催いたしました。

4月20日金曜日、平成30年度東京都教育施策連絡協議会が中野サンプラザホールにおいて行われました。

また同日は、子ども読書活動推進計画策定委員会も開催したところでございます。

教育長報告は以上でございます。ご意見、ご感想等ございましたらよろしくお願いたします。

山口委員

○【山口委員】 前年度が終わりまして、新年度がスタートする大きいけじめのタイミングでございます。感想を述べた後、幾つかご質問したいと思います。

卒業式、入学式に出ささせていただいて、落ちつきたい形で送り出しをし、迎え入れをするということがそれぞれできたなと思います。詳しくは後で報告がございますので、そちらに譲りたいと思います。

あと先週の土曜日に、公開授業が早速5つの小学校で始まっております、できるだけのぞこうと思ったのですけれども、4つ回ったのですけど、最後の4校目、第四小学校に着いたときはもう既に、第四小学校は1、2、3限だけ公開ということで、ちょうど3限が終わったタイミングに行ったものですから。ただ、ちょうど子どもたちが帰るタイミングのときにどんな様子かと逆にゆっくり見られてよかったなと思っています。

第一小学校、第五小学校、第二小学校、3つは1コマずつのぞかせていただいたの感想なのですけれども、まず感じたのがみんな何か緊張しているなど、先生も緊張されている部分があったのかもしれない、子どもたちも緊張しているなどと思いつつ、その中で子どもらしく、なおかつ1年生は一生懸命先生のお話を聞きながら、2年生の教室をのぞいたときは何かすごく急にしっかりしたなと思ったりとか、そういうような感想を全般的に得てきたところでございます。これから学校訪問等始まっていく中で、またそれぞれ見せていただければということでございます。

質問が幾つかありますけれども、先ほどの教育長報告にございましたけれども、アートビエンナーレの2018が行われまして、1つは公募彫刻展の最終選考でそれぞれの賞が決まったところ、桜通りに10個ほど彫刻が並んでおります。それとあと3月いっぱいピアノがたくさん国立にありました。「Play Me, I'm Yours」というイベントについて、「Play Me」は正直言いまして私はこんなに盛り上がるとは思ってもいなかったのですけど、すごい盛り上がりを感じたのですけれども、その2つについての全体的な反応とか状況のご報告をいただければと思います。

それからもう1つは、新年度が始まりましたもので、それぞれの学校の様子、先ほど八小のインフルエ

ンザのご報告がありましたけれども、そういうことも含めてご報告いただければと思います。

それからもう1つ、先週の19日の木曜日にスタートカリキュラム研修の研修会が行われまして、幼稚園、保育園、それから小学校1年生に上がってきた子たちが、幼稚園、保育園時代にどのようなことで動いていたのだろうか、それを小学校の先生が学んで、幼保小の連携に役立てていこうということだと思っているのですけれども、それについてのご説明と、あと行われたとき30名ほど参加された方がいらっしまったと思うのですけれども、アンケート調査等した結果を教えてくださいたいと思います。

最後に中学生の中3の子たち、前年度ですね、進路の状況を聞かせていただければと思います。質問が多くなって申し訳ないのですが、よろしく願いいたします。

○【是松教育長】 では、担当課長、かわっておりますが、アートビエンナーレ2018事業について。伊形生涯学習課長。

○【伊形生涯学習課長】 それではアートビエンナーレ2018及び、その中の野外彫刻展及び「Play Me, I'm Yours」についてご報告させていただきます。

まず野外彫刻展につきましては、先ほどお話にも出ておりましたが、前回は大学通りを中心として野外彫刻の展示を行っておりますが、今回、第2回の設置場所としましては桜通りとなっております。そちらに絵作品で10点作品を展示させていただきました。その中で今回は近持イオリ氏の「EARTH VIBRATION 天使の梯子」というものが大賞という形になっております。こちら議会等でも好評なご意見いただいているのと同時に、市長がまちを散歩するようなテレビがあるので、そういったものでも一緒に回ったりして、市民に文化、芸術のものがより近くにあるという点が良かったということで好評を得ております。

2点目の「Play Me, I'm Yours」のほうは、先ほどありましたようにちょっと事前では盛り上がり欠けるのではないかと、いろいろさまざまなご意見をいただいていたのですけれども、実際はやはりピアノをいろいろな方が弾いていただいたりですとか、これもテレビでものすごく大々的に放映していただいたり、そういったこともありまして、大いに賑わいを見せました。一応約なのですけれども、ちょっとまだ報告等全部上がってきてはいないのですけれども、1日大体800名程度が国立市にお越しいただきまして、2週間の開催期間トータルで約1万人以上の方がご参加をいただいたということになっております。議会等でも、もう最後のほうではおおむね皆様から高評価をいただいていることになっておりますので、開催としては成功だったかなと思っています。

ただ、アートビエンナーレ、逆にいろいろな課題というものも見えてきておりますので、そういったところを今後整理して、より良いものにしていきたいと考えております。

以上です。

○【是松教育長】 アートビエンナーレはよろしいですか。

○【山口委員】 はい、結構です。

○【是松教育長】 それでは2番目に、小・中学校のスタート状況ということで。

武内指導主事。

○【武内指導主事】 私からは新年度始まっての学校の様子についてお伝えしたいと思います。

小・中どの学校も大きな事故や事件はなく、順調にスタートしております。小学校では、地域の見守り隊の方が児童の登下校の際に今年度も協力していただき、先日全校朝会で30人ほどの見守り隊の方を紹介させていただいた学校もあるようです。また若手の教員がふえている中で、それぞれが役割の長としてチーム一丸となって進めている学校もあるようです。

一方で、担任の指導に関してのご意見を3、4件いただいているところでございます。

以上です。

○【是松教育長】 小・中学校のスタート状況はよろしいでしょうか。

○【山口委員】 はい。

○【是松教育長】 では、続きましてスタートカリキュラム研修の実施状況について。

荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 それでは4月19日に開催いたしましたスタートカリキュラム研修会についてご報告させていただきます。

参加者は小学校の関係者20名、幼稚園・保育園関係者7名、それから児童青少年課の職員4名ということで合計31名の方にご参加いただきました。

こちら講師として、杉並区の杉並第四小学校、高橋校長先生にお越しいただきまして、現在の杉並区の幼保小連携推進校としての幼保小連携の推進状況であるとか、スタートカリキュラムの例などをご紹介いただきました。

アンケートによると、小学校の教員からはこの研修を経て、1年生はゼロからのスタートではないのだと、それまで培ってきた資質、能力を今後伸ばしていくという観点からやはりスタートの就学時期を迎えていく必要があるといったような感想を得ております。

また、幼稚園・保育園の関係者からは、こういった一緒に就学期について考えていく機会をこれからも持っていく必要があるというような感想を得ております。

ただ、年度の初めの1年生担任の集会研修ということでございましたので、ちょっと時期的に忙しい時期で難しいなというようなご意見もありましたが、内容的にはおおむね良い内容だったというような感触を得ております。

以上です。

○【是松教育長】 それでは最後になります中学校3年生の進路の状況について。

植木指導主事。

○【植木指導主事】 平成29年度卒業生478名の進路内訳をご報告いたします。

進路未決定者はおりません。全日制、定時制合わせた都立高等学校が50.6%、全日制、定時制、通信制を合わせた都内私立高等学校が40.4%、全日制、定時制、通信制を合わせた私立を含む他県の高等学校、国立高等学校が7.1%、高等専門学校が0%、特別支援学校高等部が0.8%、専修学校、就職その他が1.1%となっており、それぞれ個に応じた進路を決定しています。

以上です。

○【是松教育長】 それではほかにご意見、ご感想等ございますでしょうか。

高橋委員。

○【高橋委員】 一小的卒業式と、それから八小と一中の入学式に出席しました。礼儀正しく真剣な表情をしている卒業生と落ちついた在校生の姿で、とてもよい卒業式だったと思います。入学式は、新1年生を迎えるという温かい雰囲気に包まれた式になっていました。

続いて、小・中学校合同研究会の全体会に参加した感想を少し述べたいと思います。冒頭、是松教育長は研修主題について説明していました。紹介しますと新たな課題を解決するというのは、まず生きて働く知識・技能、それを柔軟に使う未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力、それぞれの学びを人生や社会に生かそうとする力、人間性と。

私なりに考えをまとめてみました。ここでいう深い学びについて、学びが深まるというのは各教科で学ぶ知識や考えが断片的ではない、相互に結びつく、いわゆる体系化、構造化された段階まで熟しているということが必要ではないか。そしてそれを使ってものを考えたり、考えを表現したり、課題解決に取り組んだりすると。さらには新たな課題を見つけたりできるようになる。この新たな課題を見つけるためには、やはりこの相互に結びつく体系化、構造化ということが必要ではないかなど。

では、教師には児童・生徒1人1人の学び、つまり頭脳の活動のプロセスを丁寧になぞる、いわゆる忍耐と、それからふだんの授業での発問の工夫が求められているのではないかと考えます。

いずれにしても今年度の小・中合同研究会の成果を期待します。

以上です。

○【是松教育長】 ありがとうございます。

○【嵐山委員】 私は五小の卒業式に行きました。卒業式に行くと言っていたのが入学式はやっぱり胸が明るくなるのだけど、別に悲しくないのだけれども、何ともいえない感動を覚えましたね。やっぱり卒業生は胸を張っていくし、それから親も感涙で、先生も緊張していて良いものですね。

僕はそれから、ちょっと体を壊してしまって、三中のほうは急に行けなくなったので教育長に行っていた感じでどうもありがとうございました。中学の入学式もまた、入学式、卒業式というのはやっぱり生徒もいつまでも覚えている、小学校の、僕は76だけ覚えていますがものね、卒業式や入学式のこと。焼け跡でしたけれども、僕は藤沢で焼け跡の。真ん丸の月が、夕焼けがいくところの小学校だったけど、母親に連れられて焼け跡の中を行った入学式はまだ目の中に覚えている。みんなそういう入学式、卒業式というのは教育の1つのすばらしい場所だね。だから教育委員になってそれに行けることになって、非常に私にとっては幸せなこと。皆さんまた頑張って。

それから、先ほど高橋委員が言いました、教育長のおっしゃった新たな課題を解決するという問題ですね。それから高橋さんの言った新たな課題を見つける。この課題を見つけるというのが大変なのですね。つまり教育って、日本の教育というのはテーマを克服型なのです。テストというのはテーマですから。だから勉強できる子は東大へ行って、それはテーマというのは難しい試験を解いて、法学部へ行って、いろいろあるわけです。だから自分で与えられたテーマを解決することができるのが日本の秀才なのです。そうではなくてもう1つ、教育長が言われたように、テーマを解決する、解決することと同時に高橋委員の言った課題を見つけるということ、課題を見つける。だから、秀才はいいのだけれども、勉強できる子はこれをやってみろといったのは課題克服型だからできるのです。今度全部克服してしまったときに、僕はメディアですから、出版社とかそういう作家とか、みんな身内に話すと、自分で何をやったらいいかということを見つけるということになると、わからないのです。課題を克服してきたから。だから新たな課題を見つけるということが教育に求められている一番の大事なことだと思いますね。

国立は市の教育委員会の皆さん、それから学校の先生、みんなそういう子どもたちにそういう、いわゆるほかの小学校に進んで新たな課題を一生懸命教えようとしている。その芽が必ず出てくると期待します。頑張らしましょう。

○【是松教育長】 嵐山委員、ありがとうございました。ほかにいかがですか。

猪熊委員。

○【猪熊委員】 私は小学校の卒業式と中学校の入学式、あと合同研の分科会のほうに出席した感想を述べさせていただきます。

小学校の卒業式なのですが、三小のほうに行きまして、あそこは根本校長が着任されたときに初めての

入学式の子どもがちょうど卒業するという、この6年間いらっしやっただので、ちょうどそういうタイミングで校長先生が入学式で言ったことを皆さん、どうでしたかということをお話しされて、非常に温かい感じに包まれた卒業式で、いい卒業式だったなと思いました。先生からも温かく育てて、送り出すのだよという感じが非常に伝わるような卒業式でした。

中学校のほうの入学式なのですが、私は中学の卒業式と入学式、両方とも一中に出席させていただいて、卒業式のときに聞いていた校歌のイメージを持っていたので、入学式のときに校歌を歌い始めたときに1年生はまだ校歌を知らないで、2学年分しか声になかったので、ちょっと何かボリュームが足りないなと思ってしまったのですが、3年生ってやっぱりちゃんと3年生として役目を果たしていたのだなという思いをすごく思いましたし、逆に1年生が今度入って、また前年度の3学年分の中学校になっていく、これから1年間かけてなっていくのが楽しみな、そんな気持ちで入学式に出席させていただきました。

あと合同研の分科会ですが、私は初めて分科会に出席させていただいたのですが、英語科のほうに入らせていただきました。英語科は今年から小学校が3、4年からということで、中学の先生と小学校の先生が小さな円で話し合いをされていたのですが、お互いやはり中学につながるように教えるとはどういうことかとか、中学校のほうが小学校からこういうことをしてきてもらえると中学校ですんなり来られるのではないかというような連携した話し合いがされていたので、いい英語教育ができるのではないのかなということで、話を聞かせていただきました。

以上です。

○【是松教育長】 ほかにありませんか。



○議題（2） 報告事項1） 公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成30年度事業計画及び収支予算について

○【是松教育長】 それでは次に報告事項1、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成30年度事業計画及び収支予算についてに移ります。

それでは、くにたち文化・スポーツ振興財団、高橋事務局長、お願いいたします。

○【高橋事務局長】 皆様、こんにちは。くにたち文化・スポーツ振興財団事務局長の高橋と申します。よろしく申し上げます。

あと所属の説明員として総務課長の佐々木になりますので、よろしく申し上げます。

本日は、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成30年度の事業計画並びに収支予算をご説明させていただきます。なお両案件とも2月の理事会及び評議員会において承認をされているものでございます。

まず事業計画のほうをご用意いただきまして、よろしいですか。では、座ってちょっと説明させていただきます。

事業計画をお開きいただきまして、まず1ページ目の事業計画の概要でございますけれども、初めに○で6点ございますが、これは当財団の定款上の目的をそこに表記させていただいております。その定款の目的を踏まえ、1ページの中段以降から2ページの中段までが平成30年度事業の全体像ということになります。

まず初めに、芸術小ホールについてでございます。1点目として、第2回くにたちアートビエンナーレ野外彫刻展及び、その関連イベントである「Play Me, I'm Yours」についてでございます。両事業ともメインとなるイベントについては、先月の3月に実施をいたしました。特に「Play

Me」に関しましては、国立のみならず全国、さらには国外からも国立を訪れる方がいらっしやって、大変ご好評をいただきました。手前味噌になりますが、非常に成功したイベントではないかと思っております。平成 30 年度では、実施後の事業について事業の検証と自己評価を行うとともに、第 1 回目と同様に記録冊子の編集・発行を行う予定でございます。またホームページについてもアーカイブ化を行い記録の整備をいたします。さらに 2020 年の第 3 回目の実施に向けて計画づくりに着手していく予定でございます。

次に、芸小ホールの 2 点目といたしましては、文化庁が主に地方公共団体向けに行っている地域連携を核とし文化、芸術資源を活用し、地域創造を目的とする文化芸術創造プラットフォーム形成事業について市と共同して取り組んでまいります。また国立市の 3 月の議会で可決、4 月 1 日から施行された国立市文化芸術条例を踏まえ、財団や市の文化芸術振興に果たす役割等について、市との協議を進めてまいる予定でございます。

続きまして 1 ページの下から 7 行目からの郷土文化館についてですが、谷保天満宮に代表される歴史的文化遺産の適切な保護と活用を図り、市民共有の財産として守っていくということでございます。

下から 3 行目から 2 ページにかけて、市民総合体育館でございますが、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを踏まえ、市民が気軽にスポーツを楽しめる環境をつくるため、国立市体育協会等との連携を深めるとともに、市民総合体育館を積極的に P R してまいります。またオリンピック・パラリンピックに向けて、人々のスポーツに対する関心が深まることが想定されることから、特に子どもを対象とした、ふだんあまりなじみのない新しいスポーツ、現段階ではボルダリング、あるいはボクシング等を考えておりますけれども、それらを体験できる事業を実施してまいる予定でございます。また、比較的健康に対して関心の高い高齢者に向けては通年実施の事業展開を行います。

このほか、しょうがい者の利用が増えるということが見込まれることから、しょうがい者の方が利用しやすいようにハード、ソフト面での改善、充実を重ねてまいります。

次に、施設・設備についてでございますが、芸術小ホールと総合体育館の外壁改修工事、現在、平成 29 年度から実施しておりますが、これをさらに平成 30 年度も行っていく予定です。さらに芸術小ホールでは、スタジオ照明の LED 化、エレベーターの改修工事など、老朽化した設備の更新を行ってまいります。特に芸術小ホールと総合体育館の施設・設備の老朽化については、平成 30 年度に限らずこれまでも可能な範囲で対応してきているところですが、現状では十分な整備ができているとはいえない状況にあります。このことについて市との調整をしてまいりたいと考えております。また、新たな事業の実施に向けては、基本財産の活用ということも検討してまいりたいと考えています。

平成 30 年度の 3 施設においてまとめますと、次の○の 3 点ということになりますが、特に 2 点目の郷土文化館については、国立市に本田家の主屋及び薬医門が寄贈されたことから、本田家の書画や篆刻に焦点を当てた展示をしてまいります。

これらのポイントを軸としながら、それぞれの事業を進めていきます。まずは 2 ページ中段、I の公益事業の部分でございます。初めに、1、芸術小ホールの部分です。まず事業目標ですが、外壁改修工事により工事音が発生するため、施設利用が一定程度制限されるということがございますので、地域との連携による館外事業に積極的に取り組むとともに市の文化芸術推進基本計画の策定も想定いたしまして、指定管理者の最終年度として全体の目標達成に努めてまいります。

重点事業といたしましては、事業企画制作にかかわるプロデューサー制の定着と主催事業 P R の改善、国立市との連携による文化芸術活用プラットフォーム形成事業、市文化芸術政策の策定に資する提言、提案、

意見交換の3点を挙げさせていただいております、目標利用者数といたしましては館内利用者が3万4,000人、事業収入等の予算額の確保として417万8,000円を目指して目標値を立てております。それぞれの目標値は外壁改修工事の影響があるということから、通常年の約2分の1になっております。

ア、芸術文化事業（ア）芸術環境創造事業では3ページのほうになりますけれども、①から③の3点の事業を進めてまいります。

①教育、福祉、まちづくりと連携した地域貢献事業では、芸術文化で地域と福祉をつなぐ、誰もが芸術文化に親しめる「Meet the Artist」などの事業を展開し、アクセス機能強化を図ること、また立川地域文化振興財団などとの協力も進めてまいります。

②学校教育との連携事業では、市と大学との包括連携協定を踏まえ、国立音楽大学、一橋大学等との連携事業を行ってまいります。

③地域の芸術文化資源を活用した学び事業では、市民一芸塾の引き続きの開催、くにたちトークグラウンドのシリーズ化を行ってまいります。

次に（イ）芸術振興事業では、市の文化芸術条例の制定を受け、誰もが文化芸術に親しめるよう環境と体験と交流の拡充を図ってまいります。

①芸術文化の創造事業では、今回で3回目となりますが、国立市出身の作家・詩人、多和田葉子氏の講演事業の継続を含め、市とゆかりのある芸術家等との事業を展開してまいります。

②芸術文化の継承事業では、次世代に継承される古典を味わうことを趣旨に、音楽、芸能等の公演の開催。

③芸術文化の交流・支援事業では、新たなメンバーによる「すたじお寄席」や地域ゆかりの音楽家によるスタジオコンサートの開催等を行ってまいります。

④創客、利用拡大事業では、これまでどおりランチタイムコンサートなどの定期的な開催や、4ページになりますけれども、ホールの空き日を利用したホールとグラウンドピアノのシェアプログラムを継続実施してまいります。

次に（ウ）その他では、地域文化向上等のためスタッフの共同研修の機会を設け、職務能力の向上を図ってまいります。

次は2、郷土文化館の事業でございます。平成30年度の事業目標として、地域に貢献する郷土文化館を目指すため、学芸員の専門性を生かし、社会の要請や地域の変化を視野に入れた運営を行うこと、また参加型の事業を充実させ、生涯学習活動の支援を行ってまいります。

重点事業といたしましては3点ございまして、1点目は国立市に本田家の主屋及び薬医門が寄贈されたことから、本田家の書画や篆刻に焦点を当てた企画展示、2点目は所蔵の紙資料や写真等のデジタル化、3点目は古民家の多角的な利用の促進でございます。

目標利用者数としましては、来館者を2万5,000人、古民家見学等の来館者を1万5,000人と設定しております。

事業といたしましては、（ア）郷土の歴史、民俗及び自然環境等に関する資料の収集、保存、調査研究、教育支援のための事業として、5ページになりますけれども、従来に引き続き①展示事業、②資料収集・調査・研究事業、③講座事業ということで事業を展開していきます。特に企画展示では、先ほどもお話しさせていただきましたように、本田家の書画や篆刻に焦点を当てた展示、また関頑亭氏の作品の中から、国立市所蔵美術品を中心とした展示などを実施いたします。

次に（イ）市民が参加及び体験する事業として、「城山さとのいえ」との連携、また学校休業期間を中

心とした「こどもおすすめ事業」をさらに充実をしております。

①の郷土の伝統文化を学ぶ体験事業では、昔の暮らしを体験する事業、また従来からの継続事業として、6ページのほうになりますけれども、②の郷土の自然環境を学び体験する事業を実施いたします。

次のイ、市内遺跡整理調査業務受託事業は、遺跡の緊急発掘の調査の整理、報告書の作成を教育委員会から受託をするという事業でございます。

次が3、体育館関連の事業についてです。事業目標としては小学生の運動能力の向上としております。目標数値としましては、館内利用者が21万人、それから野外施設の利用率65%を目指します。

具体的な事業といたしましては、ア、スポーツ及びレクリエーション事業、①オリンピック種目への取り組みとして、市内にあるボルダリング、ウエイトリフティング等の施設を会場として子どもを対象とした体験会を開催いたします。

②高齢者の健康増進として、高齢者の要望の多いウォーキングと体操について、通年の事業展開を目指します。

③しょうがい者対応の充実として、市内にある東京都多摩障害者スポーツセンターが平成30年の3月から31年の6月まで改修工事を行うため利用できなくなるということから、しょうがい者の方が市民総合体育館を利用する機会が増えるということが見込まれておりまして、そのために可能な範囲でしょうがい者の方が利用しやすいよう備品、消耗品等を充実するとともに、しょうがい者の方に対応できるよう職員の研修、意識改革も進めてまいります。実際に去る3月27日からしょうがい者の方には、スマイルカードという名称でカードを発行し、施設利用料金を無料とさせていただき措置をしております。昨日現在まで98名の方が登録をされているという状況でございます。

④その他として、7ページになりますけれども、国立市体育協会、東京女子体育大学、一橋大学等との連携、それから他市で実施しているしょうがい者割引制度など、利用料金制度の見直しや平成28年1月から稼働している施設予約システムについて、より利用しやすいようシステムの見直しなどに取り組んでまいります。

次のイ、ウについては受託事業でございます。イとして学校開放受付業務受託事業、ウとして特定保健指導における運動継続支援業務受託事業等を展開しております。

4番目に、共通の公益事業につきましては、ほぼ前年度と同様で、助成事業、広報紙の「オアシス」の発行、指定管理事業の適正な実施などでございます。

次の5、指定管理事業では、施設のより効率的な運営と公平な市民サービスの向上のため、各種研修の実施による職員の資質、専門性の向上、さらにはそのための職員の処遇向上に努めてまいります。

次の8ページのⅡ、収益事業と、Ⅲ、管理（法人管理事業）につきましては、例年と同様の内容となっておりますので、省略をさせていただきます。

次に10ページからが事業計画内訳ということになっております。まず各事業の左端にある記号ですが、10ページの下段に説明がございますが、○がこどもおすすめ事業、☆が協賛事業、△が文化庁助成申請事業、●が新規事業ということになっております。また右から2列目の開催形態ですが、共催事業については網かけをさせていただいております。

初めに10ページから13ページが芸術小ホール of 事業でございます。番号の1、2はくにたちアートビエンナーレ2018の関連事業でございます。野外彫刻展を中心とした記録集の編集と発行、またホームページのアーカイブ化を行っております。

番号の4と5、それから番号が飛んでいますが16は、いずれも文化芸術創造活用プラットフォーム形成

事業の対象事業で、芸術文化で地域と福祉をつなぐライフステージ事業といたしまして、高齢者や親子、乳幼児など、ライフステージに応じた講演を行うもので、高齢者向けには東海テレビ制作による定年退職後のご夫婦の暮らしを描いた映画「人生フルーツ」の上映と講演、国立出身の絵本作家、降矢なな氏の絵本「ともだちや」を原作とする親子で楽しめる舞台公演などを行います。

番号6、「Meet the Artist」も文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業でございます。地域でのアウトリーチ事業として、音楽やパントマイム、ダンス、落語などを地域の教育機関、福祉施設などでワークショップや鑑賞体験を進め、地域とゆかりのある卓越した芸術家に接し、コミュニケーションやキャリアデザインなどの学びや発見につなげる事業でございます。

番号の8、一橋大学小岩信治研究室連携「音楽書でたどる実演芸術の世界」では、浜松国際ピアノコンクール取材した恩田陸の小説「蜜蜂と遠雷」で、作品内で描かれなかった現代のピアノ曲の創造にかかわるレクチャーコンサートと講演を行います。

番号9、次世代の音楽人材育成事業では、平成29年度では「パーカッションアカデミー in くにたち2017」と称し、打楽器の講習会とコンサートを行いましたけれども、平成30年度では東京芸術劇場と連携し、芸劇ウインドオーケストラアカデミーのアンサンブルによるレクチャーコンサートを行います。

番号12、くにたちトークグラウンドでは、身近な会場で参加できるトークイベントでございまして、さまざまな専門家の話を聞くことで地域文化の担い手となる多様な市民との接点を広げる事業でございます。

一番下段、番号15、「多和田葉子、複数の私」では、3回目となる事業でございますが、国立市出身の小説家・詩人である多和田葉子氏を多角的に特集する講演シリーズで、市民参加の上演とアフタートークの複合事業でございます。平成30年度では、実はそこでは戯曲「夜ヒカル鶴の仮面」となっておりますけれども、実は最近多和田氏との調整の中で、戯曲「動物たちのバベル」という表題に変更になる見込みでございます。

12、13ページになりますが、こちらはこれまでも毎年実施している継続事業となっております。通年事業として実施してきたランチタイムコンサートやホールとグランドピアノのシェアプログラムなどの事業については、外壁改修工事の関係で年度後半の実施ということになっております。

続きまして14ページから17ページが、郷土文化館の事業でございます。まずは番号4の春季企画展、「くにたちと関頑亭」で、ことし白寿を迎えた郷土の芸術家である関頑亭氏の作品を国立市所蔵の作品を中心に紹介するとともに、その活動の一端を紹介する企画展で、5月26日から6月24日までの予定で開催いたします。なお関頑亭氏に関しては、現在、多摩信地域文化財団が国立駅前の多摩信歴史美術館で、7月1日まで「99歳の彫刻家 関頑亭」というイベントを開催してございまして、そちらとのコラボ企画となっております。

番号6の秋季企画展「本田家の人々－文雅の世界」は、本田家の篆刻印が市の有形文化財に登録されたことを記念し、本田家の書画や篆刻に焦点を当てた展示を行います。また、あわせて市の生涯学習課との共催で、市が平成23年度から行った本田家資料調査の成果も紹介する予定でございます。

番号11では、館収蔵の絵図や市の広報担当移管写真等の資料のデジタル化を進めるとともに、文教地区指定当時の聞き取りテープの筆耕を行います。

番号14は、これまでの調査研究成果を年報、研究紀要、収蔵資料の目録など、書籍にまとめ刊行いたします。

次に16、17ページになりますが、新規事業で番号16、自然講座「くにたちの自然といきもの関わり」として、国立の自然環境について座学とフィールドワークから学ぶ講座を場所やテーマを変え、

4回の講座を行います。

次に、これも新規事業となりますが、番号 17、歴史講座「古文書と親しむ」では、郷土文化館所蔵の近世資料や国立の暮らしに関係する資料を活用し、国立の歴史を学ぶ講座を行います。

番号 19、学習支援事業では、小学校出前講座や中学校職場体験、学芸員実習など、学校教育の支援を強化してまいります。

番号 29 の「冬のいきもの探し」は、自然クラブ卒業生を対象としたジュニアリーダー育成を目的として、フィールドワークを中心とした講座を実施します。

最後に 18 ページから 21 ページの体育館事業でございますが、こちらはほぼ例年どおりの事業となります。健康づくりのスポーツ事業や親子向けの事業、小中学生向けの事業、また国立市体育協会との共催事業などを実施してまいります。

事業計画については以上でございます。

続きまして、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団平成 30 年度収支予算について、ご説明を申し上げます。

収支予算書をごらんいただけますでしょうか。1 ページ、2 ページをお開きいただきまして、全体の予算のほうから説明を申し上げます。まず平成 30 年度の予算の特徴でございますけれども、平成 29 年度と比較して収益、費用とも減になっております。この減の大きな理由ですが、主にビエンナーレ関連、石棒関連の事業が平成 29 年度で一旦終了したこと、また芸術小ホール、総合体育館の外壁改修工事により特に芸術小ホールで開館できない期間というものが生じるため、そのための収益の減や支出面では委託料の減などが発生するためでございます。

まず予算書 1 ページの中段までの収益についてですが、その中ほどに太線で囲まれた経常収益計という行がございます。その行の右から 3 列目の欄になりますけれども、これが平成 30 年度経常収益予算額で 4 億 1,694 万 3,000 円となりまして、平成 29 年度と比較して 2,358 万 2,000 円、5.4%の減となっております。費用、支出については右側のページ中段の太線で囲まれた経常費用計、右から 3 列目の本年度予算額の 4 億 1,687 万 3,000 円となりますが、それに 10 行ほど下に法人税等という 7 万円というのがございますが、これを加えますと費用の計は収益の予算額と同額の 4 億 1,694 万 3,000 円ということで、2,398 万 2,000 円、5.4%の減という予算案になっています。

それでは収益、費用毎に少し細かく説明をさせていただきます。

まず収益についてですけれども、左ページ（1）の経常収益の中の 7 行目ほどになっていますが、国立市指定管理料収益について、2 億 5,897 万 7,000 円、対前年で 114 万 7,000 円、0.4%の増となっております。この主な増要因ですけれども、総合体育館関連で 2 点ございまして、1 点目は夏季のプールの開室時間の延長によるものです。総合体育館のプールは通常朝 10 時オープンということになってはいますが、それより前の時間帯から利用したいという方のご希望が多いことから、特に夏季の期間中、8 月の 1 か月間は朝 9 時から利用可能とすることによる経費増に対応するものでございます。

2 点目といたしましては、体育館の第 1 体育室の空調利用の増加によるものです。第 1 体育室は体育館の 1 階にある一番広い体育室でございますが、面積が広いということから空調自体の効率が悪く、これまでもあまり効率が良くないので夏、冬とも使ってはいたのですが、積極的に使っていなかったという状況がございました。ただ、近年、特に夏の熱中症について大きな問題になることもあり、多少なりとも利用者の方がよりよい環境で利用できるようにということで、空調はそのときの状況に応じて積極的に利用するというのを考えておりまして、そのための経費増へ対応するというものでございます。

その次の行、国立市受託料収益は、746万4,000円で、271万円の減となっていますが、これはこれまで市から受託していた介護保険における運動器機能向上業務受託事業がなくなったことによるものでございます。

そこから5行下の国立市補助金、予算額6,099万5,000円、1,200万円、16.4%の大幅な減になっていますけれども、これは先ほど申し上げました芸術小ホールの特展事業、郷土文化館の石棒関連の企画展示等、企画事業の減によるものでございます。

次に1ページ中段以降の(2)の経常費用についてでございますが、主に前年度と比較して増減の大きなものについて説明をさせていただきます。

まず3行目の報酬4,222万3,000円、対前年で395万1,000円の減となっております。この理由でございますが、2点ございまして、1つは総合体育館に関してトレッキング、それからスキー教室が旅行業法の関係で実施できなくなったということによるものでございます。

2点目は、芸術小ホールにおいて特展事業が終了したことにより、それに関する報酬が減少するということによるものでございます。

その2行下、法定福利費では989万2,000円、131万円の増となっておりますが、これは平成29年度から実施している固有職員の給与の定期昇給分と、社会保険の対象者が1名増になったということによるものでございます。

次に経常費用の中段にございますけれども、光熱水費では4,081万2,000円、127万2,000円の減となっておりますけれども、これは主に芸術小ホールの電気利用の減によるもので、1つは芸術小ホール、スタジオの照明が平成30年度でLED化されることによる電気使用料の減、また外壁改修工事による施設閉館期間の電気使用料の減によるものでございます。

次に下から9行目、諸謝金468万4,000円、232万9,000円の減ですが、これも芸術小ホール休館のための事業減少によるものでございます。その2行下、租税公課の644万9,000円、144万3,000円の減も芸術小ホールの休館の影響によるもので、各種契約の契約数の減少や契約金額の減少による収入印紙税等の減少によるものでございます。

そのさらに2行下、支払助成金160万円の減は、特展関連の助成金の減によるものでございます。

次の行、委託費1億7,082万5,000円、949万4,000円の減は、芸術小ホールの休館、郷土文化館の石棒展の終了、総合体育館のトレッキング、スキー教室の中止によるものでございます。

これらの費用を合計いたしますと右ページの中段、太線で囲まれた経常費用計の4億1,687万3,000円ということで、収益の合計4億1,694万3,000円からそれを引きますと、その3行下の当期計上増減額7万円のプラスとなり、それに7行下の法人税等の7万円をマイナスいたしますと、太枠で囲まれた当期一般正味財産増減額が相殺されてゼロということになります。この当期一般正味財産増減額がゼロであることから、その下の行の一般正味財産期首残高と、その下の行の一般正味財産期末残高はともに1,153万2,000円と同額になります。

また、大きなⅡ、指定正味財産増減の部、下から3行目と、それから下から2行目の指定正味財産としては増減がなく、3億1,417万6,000円となり、先ほどの一般正味財産期末残高1,153万2,000円を足しますと一番下の行となりますけれども、正味財産の期末残高が3億2,570万8,000円ということになっております。

平成30年度の収支予算の説明は以上でございます。

その次のページ、おめくりいただきまして、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類というものがございしますが、(1)の資金調達の見込みについてと、(2)設備投資の見込みについて、このいずれも平成30年度中の予定見込みはございません。

その次のページからは事業会計別の収支予算の内訳書となっております。ごらんになっていただければと存じます。

平成30年度の事業計画及び収支予算の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 全体的な感想なのですが、1つは諸施設の改修工事とかによるさまざまな変動が、特にしょうがい者の方たちが利用しやすくされているというのはいいことだなと思います。実際に困難が、個々のケースはいろいろ出てくるかと思うので、ぜひよろしく願いします。

あとアウトリーチという言葉でも言われていましたけど、いろいろなところで地域に出て行って、さまざま交流を持つというのはすごく素晴らしいし、ぜひ続けていていただければと思います。

以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは報告事項1、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成30年度事業計画及び収支予算についてを終わります。

高橋事務局長、どうもありがとうございました。



○議題(3) 議案第24号 平成30年度教育費(6月)補正予算案の提出について

○【是松教育長】 次に議案第24号、平成30年度教育費(6月)補正予算案の提出についてを議題といたします。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは議案第24号、平成30年度教育費(6月)補正予算案の提出について、ご説明をいたします。

当議案は、6月に開催されます市議会第2回定例会に補正予算案を提出するために提案するものでございます。

議案を1枚おめくりください。始めに歳入でございます。款14諸支出金、項2都補助金、目7教育総務費補助金、節1教育総務費補助金につきまして、20万円を追加で計上いたします。これは都の補助事業である特別支援学級の専門性向上事業について、平成30年4月2日付で都より事業決定通知を受けたため、ここで補助金を計上するものとなっております。補助率は10分の10となっております。

この事業は、特別支援学校のセンター的機能を活用した市の公立小・中学校の特別支援学級への継続的、計画的な支援と、その成果の普及による市内小・中学校教員の授業力、専門性の向上を目的とした事業となっております。

次に、その下、同じ都支出金の項3都委託金、目6教育費委託金、節1教育費委託金につきまして、こちらも20万円を追加で計上いたします。こちらは平成30年度、31年度において第二小学校が都の委託事業である小学校動物飼育推進校に指定されることが、平成30年3月29日付で決定したことに伴い、ここで委託金を計上するものとなっております。補助率は先ほどと同様10分の10となっております。

この事業につきましては、児童に生命の尊さの理解と動物愛護の心を培う教育を推進するため、継続的

な動物飼育を実施するに当たり、学校におけるよりよい飼育環境を整えるための事業となっております。

歳入につきましては以上の2件、合計40万円を増額補正するものです。

続きまして、2ページをごらんください。款10教育費の歳出の補正予算案でございます。

表の上から2件は、先ほどの歳入予算と連動する歳出予算となっております。

初めに項1教育総務費、目3教育指導費、事務事業特別支援教育事業費、節11需用費、細節1消耗品費、特別支援学級専門性向上事業消耗品につきまして、新たに20万円を計上いたします。こちらは事業実施により必要となる物品、教材などの消耗品費を計上するものでございます。

次に同じ目3教育指導費の事務事業学校教育向上支援事業、節11需用費、細節1消耗品費、小学校動物飼育推進校事業消耗品につきまして、こちらも新たに20万円を計上いたします。こちらも事業実施により必要となる動物飼育用の餌や衛生管理用の医薬品等の消耗品費を計上するものでございます。

最後に、項5学校給食費、目1学校給食費、事務事業給食センター嘱託員報酬、節1報酬、細節4嘱託員（栄養士嘱託員報酬）につきまして、177万円を追加で計上いたします。こちらは給食センター配属の正職員の栄養士が平成30年7月より産前産後休暇、育児休業を取得する予定となっております、その代替職員として嘱託員を任用するため、その報酬の補正予算を計上するものとなっております。

歳出につきましては3件合計で217万円を増額補正するものとなっております。

平成30年度教育費（6月）補正予算案の内容は以上のとおりです。ご審査のほど、よろしくお願いたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等いかがでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 今回の特別支援教育事業費の増額、支援が決まったのでうれしいなど。もうちょっと具体的にいうとどういう形で利用されるのかお聞きしたい。あと今後の継続的なこともあわせてなのですが。

○【是松教育長】 三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 こちらのほうは、東京都の都立学校であります、国立でいえば都立武蔵台学園がこの地域のセンター校ということで、都立特別支援学校の専門性を生かして、域内の小・中学校の特別支援学級の教員の専門性を高めるための事業として東京都のほうから派遣がされるというものであります。

今回の予算で計上しておりますのは、全て需用費、消耗品費ということで、個に応じた支援を進めるためによりよい教材等があれば武蔵台学園の専門性を生かした教材について、小・中学校で使えるものについての紹介をしていただく。その際に小・中学校で購入できるようにということの20万円ということになっています。

本事業については、単年のものがございますので、今までもいろいろな形でセンター校である武蔵台学園にご支援いただいておりますが、今回特にお金もついでの支援がいただけるというところになります。

以上であります。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

それでは採決に入らせていただきます。皆さんご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【是松教育長】 議案第24号、平成30年度教育費（6月）補正予算案の提出については、可決といたします。



○議題（４） 議案第 25 号 臨時代理事項の報告及び承認について（平成 30 年度国立市立中学校教科用図書採択について）

○【是松教育長】 次に、議案第 25 号、臨時代理事項、平成 30 年度国立市立中学校教科用図書採択についての報告及び承認についてを議題といたします。

三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 それでは議案第 25 号、臨時代理事項の報告及び承認（平成 30 年度国立市立中学校教科用図書採択について）をご説明いたします。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づき、国立市立中学校において使用する教科用図書の採択を公正で円滑かつ適正に行うため、必要な事項を定めた国立市立学校教科用図書採択要項に従い、平成 31 年度に国立市立中学校において使用する教科用図書の採択を進めるものです。

今回の採択では、特別の教科、道徳で使用する教科用図書を文部科学省の検定を得た 8 社から採択することになります。

採択に当たりましては、中学校長 3 名及び教育指導支援課長並びに指導主事によって構成されます教科用図書審議会を設置し、そのもとに教科用図書調査研究会を設置いたします。教科用図書調査研究会は、中学校長 1 名が部会長となり、各中学校長から推薦された 1 名ずつの教員とで構成をいたします。教科用図書調査研究会では、調査研究した結果を教科用図書審議会に報告をいたします。教科用図書審議会では、教科用図書調査研究委員会からの報告を踏まえて、国立市立中学校で使用する教科用図書について審議をし、その結果を平成 30 年第 7 回教育委員会定例会に報告をいたします。

詳しい日程等につきましては、資料の採択日程をごらんいただければと存じますが、法定展示会の詳細が東京都教育委員会より連絡がまだ来ておりませんので、展示会の日程は空欄になっております。

以上を踏まえて、今後採択事務を行っていくということになります。どうぞよろしく願いいたします。説明は以上です。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

平成 29 年度は小学校の「特別の教科 道徳」の採択でございましたけど、30 年度に中学校の「特別の教科 道徳」の教科書採択ということで、もう冒頭でご案内のとおり 8 社の教科書が検定を受けておりますので、その 8 社から採択してということになりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

それでは採決に入ります。皆さんご異議がないようですので、承認でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【是松教育長】 議案第 25 号、臨時代理事項、平成 30 年度国立市立中学校教科用図書採択についての報告及び承認については、承認といたします。



○議題（５） 議案第 26 号 臨時代理事項の報告及び承認について（平成 30 年度国立市立小学校教科用図書採択について）

○【是松教育長】 次に議案第 26 号、臨時代理事項、平成 30 年度国立市立小学校教科用図書採択についての報告及び承認についてを議題といたします。

三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 それでは議案第 26 号、臨時代理事項の報告及び承認（平成 30 年度国立市立小学校教科用図書採択について）をご説明いたします。

本件は、先ほどの中学校同様に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づき、国立市立小学校において使用する教科用図書の採択を公正で円滑かつ適正に行うため必要な事項を定めた国立市立学校教科用図書採択要項に従い、平成 31 年度に国立市立小学校において使用する教科用図書の採択を進めるものです。

今回の採択では、昨年度採択をいただきました「特別の教科 道徳」で使用する教科用図書を除く 9 教科の教科用図書を採択することになります。

今回、採択いただきます小学校各教科で使用する教科用図書につきましては、学習指導要領の前倒し実施を受けて、平成 31 年度 1 年間のみの使用になります。文部科学省初等中等教育教科書課からは、教科書採択については例年どおり採択権者の判断と責任により適切に行われることが必要であると通知されていますが、その中で調査研究資料については前回、平成 26 年度の採択事務の際に作成した調査研究の内容を活用することも考えられるとされています。

さらに国立市立小中学校長会からは、学校における調査研究、教科用図書調査研究委員会、教科用図書審議会における報告の取りまとめ等、現在使用中の教科用図書についての継続資料の適否について焦点化し、できるだけ能率的かつ簡略化してほしい旨の要望も出されております。

以上を踏まえまして、採択に当たりましては国立市立学校教科用図書採択要項第 18 項の規定に基づき、教科用図書の調査用資料は平成 26 年度に実施した資料を使用し、加えて現在、使用している教科用図書についての意見書を教科用図書審議会に求め、教科用図書採択の資料といたします。

採択事務の日程は、資料の採択日程をごらんいただければと存じます。

また、教科用図書審議会に求める、現在使用している教科用図書についての意見書の書式は別添えのとおりとなります。

教科用図書審議会では、教科用図書調査研究委員会からの意見を踏まえて、国立市立学校で使用する教科用図書について審議をし、審議会としての意見をまとめ、その結果を平成 30 年第 7 回教育委員会定例会に報告をいたします。

報告は以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

○【**是松教育長**】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

山口委員。

○【**山口委員**】 確認的なことなのですが、平成 32 年度使用の教科書から新しい指導要領に従ったものにかわっていくということなので、この 1 年間だけ使う教科書を採択という、こういう言い方でいいのかわからないけれども、そういうような格好になるのでしたっけ。

○【**是松教育長**】 三浦教育指導支援課長。

○【**三浦教育指導支援課長**】 今、ご質問いただいたとおり、今回ご採択いただく教科書については 31 年度の 1 年間のみ使用する教科書となります。

○【**山口委員**】 わかりました。

○【**是松教育長**】 ほかにいかがでしょうか。

平成 26 年度の採択にかかわった教育委員さんがほとんどですが、猪熊委員だけはこの採択にかかわっていないということでございますけれども、平成 26 年度からの小学校の全教科書の採択を行って、その教科書を今、使っているわけですが、その教科書の採択有効期間が切れるということで、新たに採択をし直すわけですが、ところが同時に平成 32 年度からは新たな指導要領に基づく教科書採択を 31 年度中に行わなければいけないということで、31 年度 1 年間だけの教科書をどうするかということで

は、基本的にそれは平成 26 年度の教科書の内容で継続使用が可能なのかどうかというところについて、審議会等から意見書をいただいて、その意見をもとに決定していこうといった段取りになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは採決に入らせていただきます。皆さんご異議がないようですので、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 議案第 26 号、臨時代理事項、平成 30 年度国立市立小学校教科用図書採択についての報告及び承認については、承認といたします。



○議題（6） 議案第 27 号 臨時代理事項の報告及び承認について（平成 30 年度国立市特別支援学級教科用図書採択について）

○【是松教育長】 次に、議案第 27 号、臨時代理事項、平成 30 年度国立市特別支援学級教科用図書採択についての報告及び承認についてを議題といたします。

荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 それでは議案第 27 号、臨時代理事項の報告及び承認（平成 30 年度国立市特別支援学級教科用図書採択について）ご説明いたします。

本件は、国立市特別支援学級教科用図書採択要項に従い、平成 30 年度に国立市立小中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択を進めるものです。

採択に当たりましては、特別支援学級設置校長及び特別支援学級設置校長が推薦した特別支援学級の担任教員によって構成されます教科用図書審議会を設置し、そのもとに特別支援学級設置校ごとに校長、副校長、特別支援学級担任で構成する調査委員会を設置いたします。各校の調査委員会では、児童・生徒の実態に応じて検定教科書、または一般図書から指導に使用する教科用図書を調査研究し、その結果を教科用図書審議会に報告をいたします。教科用図書審議会では、各校から報告された内容を参考に、教科用図書の調査結果について、その結果を平成 30 年第 7 回教育委員会定例会に報告をいたします。

今年度の採択事務から、中学校に「特別の教科 道徳」が加わりますが、昨年度要項改正を行ったとおり、ほかの教科と同様に検定教科書を使用する場合は、国立市公立小中学校で使用されている教科書と同一のものをを使用することになります。いわゆる一般図書を使用する場合には、毎年採択替えすることができるとのことになっております。

以上を踏まえまして、今後、採択事務を行っていくということになります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは採決に入ります。皆さんご異議がないようですので、承認でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 議案第 27 号、臨時代理事項、平成 30 年度国立市特別支援学級教科用図書採択についての報告及び承認については、承認といたします。



○議案第（7） 議案第 28 号 国立市文化芸術推進会議への諮問について

○【是松教育長】 次に議案第 28 号、国立市文化芸術推進会議への諮問についてを議題といたします。

伊形生涯学習課長。

○【伊形生涯学習課長】 それでは議案第 28 号、国立市文化芸術推進会議への諮問について、ご説明させていただきます。

1 枚おめくりください。諮問書となっております。国立市文化芸術条例第 7 条第 2 項の規定により、下記の事項について貴会議にご意見を伺いたく諮問いたします。

諮問事項につきましては、1、仮称国立市文化芸術推進基本計画案について。

2 の諮問理由になります。国立市では、市民にとって文化と芸術を一層身近にするとともに、「文化と芸術が香るまちくにたち」を実現するため、国立市文化芸術条例を制定いたしました。

本条例では、市の文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術施策に関する基本的な計画を策定することを定めています。これに基づき本条例の基本理念や基本方針を尊重し、実効性を有した計画を策定することといたしました。

つきましては、各々の分野のご精通された皆様の知見を賜りたく、仮称国立市文化芸術推進基本計画案についてご検討いただき、ご答申願いたく貴会議に諮問するものです。

以上、諮問書となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。よろしいですか、諮問は。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 それでは、採決に入ります。皆さんご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 議案第 28 号、国立市文化芸術推進会議への諮問については、可決といたします。



○議題(8) 報告事項2) 平成 29 年度卒業式、平成 30 年度入学式の実施報告について

○【是松教育長】 次に、報告事項 2、平成 29 年度卒業式、平成 30 年度入学式の実施報告についてに移ります。

植木指導主事。

○【植木指導主事】 それでは、報告事項 2、平成 29 年度卒業式、平成 30 年度入学式の実施報告をさせていただきます。

学習指導要領には、儀式的な行事の内容として、学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛で清らかな気分を味わい、新しい生活への展開の動機づけになるような活動を行うというように示されています。

各学校からは、この内容に基づき厳粛かつ清らかな雰囲気の中で適正に実施されたという報告を受けています。

今後も子どもたちに育成する資質、能力を明確にした上で、児童・生徒が主体的に考えて実践する卒業式や入学式が実施されるよう、学校へ助言してまいります。

報告は以上です。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。ないようですので、次へ移ります。



○議題(9) 報告事項3) 平成 29 年度学校評価報告書について

○【是松教育長】 報告事項 3、平成 29 年度学校評価報告書についてに移ります。

植木指導主事。

○【植木指導主事】 それでは、報告事項3、平成29年度学校評価報告書について、報告をさせていただきます。

この報告書は、学校教育法施行規則第68条に、自己評価の結果及び学校関係者評価の結果を設置者に報告することが規定されていることに基づき、国立市立小中学校から提出を受けたものです。

学校評価は、次の3つを目的として実施いたします。

第1は、教育活動の組織的、継続的な改善を図ること。

第2は、公表、説明により適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校、家庭、地域の連携協力による学校づくりを進めること。

第3は、学校の設置者等が学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ることです。

評価指標等については、学校の実態に応じて独自に設定しておりますので、学校間の比較をするものではなく、各学校単位での評価であることをご留意いただければと思います。

全体的な傾向として挙げますと、学習については児童・生徒が主体的に考え、楽しいと感じる授業が展開されています。

「特別の教科 道徳」に関して、評価についての共通理解が必要であるという意見があります。

また、地域人材の活用が進み、学校と地域の連携が図られています。

児童・生徒の挨拶について、積極的な取り組みが行われた学校では効果があらわれています。

体力向上について、2年後に迎える東京オリンピック・パラリンピックの開催に関連づけた取り組みが期待されています。

各学校は、この評価を平成30年度の教育課程に反映させ、充実を図ってまいります。

報告は以上です。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。
ないようですので、次へ移ります。



○議題(10) 報告事項4) 市教委名義使用について(7件)

○【是松教育長】 報告事項4、市教委名義使用について。
伊形生涯学習課長。

○【伊形生涯学習課長】 では、平成29年度3月分の教育委員会後援名義使用について、ご報告させていただきます。

お手元の資料のとおり、承認7件でございます。

まず一番上の国立研究開発法人情報通信研究機構主催の「こども公開デー2018」です。平成30年7月23日、24日に国立研究開発法人情報通信研究機構内にて、子どもたちの科学・技術に対する興味、関心を喚起するために見学ツアーや体験イベントを開催するものです。参加費は無料となっております。

2番目は、1番目と同様に同情報通信研究機構主催で「オープンハウス2018」というものになります。こちらは平成30年6月29日、30日に同情報通信研究機構内にて、今度は中高生を含む広く一般向けに情報通信研究機構の最新研究をアピールしたり、興味、関心を喚起したりすることを目的に、研究者の講演やパネル展示などを行います。参加費としましては無料となっております。

3番目は、多摩地区16市対抗囲碁団体戦実行委員会主催の「第2回多摩地区16市対抗囲碁団体戦」に

なります。多摩地区の囲碁交流、囲碁普及、囲碁の魅力・効用をPRし、高齢化社会に貢献することを目的に、選抜された代表選手の交流試合やプロ棋士による指導碁等を平成30年8月19日に、国分寺労政会館にて行います。参加費につきましては有料で、1チーム大体11名ぐらい、プラス補欠1名で約2万5,000円となっております。

4番目は、くにたち桜守主催の「第11回桜コンシェルジュ展」です。桜の開花に合わせて地域振興を目的として国立市のシンボルである桜並木の紹介を平成30年3月30日から4月9日までの間、国営の昭和記念公園花みどり文化センターにて行いました。参加費は無料となっております。

5番目は、第二東京弁護士会多摩支部主催の「多摩支部設立20周年記念事業『いじめと向き合う』(仮称)」です。いじめの問題の深刻さやいじめの起きる背景、いじめの当事者及び第三者がそれぞれいじめをなくするためにできることを考えるきっかけづくりを目的に、対談やパネルディスカッションなど平成30年10月27日に、三鷹市公会堂光のホールにて行います。参加費は無料となっております。

6番目は、東京女子体育大学・東京女子体育短期大学主催の「平成30年度東京女子体育大学・東京女子体育短期大学公開講座」となります。地域住民の交流、青少年の競技力向上、健康推進へ貢献することを目的に、球技、陸上、カヌーなどのスポーツを中心とした20の公開講座を平成30年5月19日から平成31年3月21日までの間、東京女子体育大学内及び福生市市営プールにて行います。受講料等は無料になりますが、保険料等をご負担をいただくこととなっております。

最後に、日本児童・青少年演劇劇団協同組合主催の「2018年第46回夏休み児童・青少年演劇フェスティバル」です。すぐれた舞台芸術を親子や子どもたちに提供することを目的に、27の演劇公演と16回のワークショップを平成30年7月21日から8月12日までの間、全労済ホール スペース・ゼロ、プーク人形劇場、芸能花伝舎、練馬文化センターにて行います。参加費は有料で、料金は講演内容により異なります。

以上7件について事務局で審議をし、妥当と判断し、名義使用を承認いたしましたので、ご報告いたします。

以上、市教委名義使用の報告です。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)



○議題(11) 報告事項5) 要望書について

○【是松教育長】 それでは報告事項5、要望書についてに移ります。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 要望は2件です。子どもたちが主催者の社会科教育を求める会より、高校指導要領を国家主義思想や間違った軍力による平和の変な思想を押し付けさせない、マトモなものにするよう文科省に意見書を出していただきたい要望書を、市民の方より、不登校の児童・生徒に関する要望書をそれぞれいただいております。

以上です。

○【是松教育長】 要望書が2件出ておりますが、1件ずつご質問、ご意見等お伺いしたいと思います。まず第1件目、高校の学習指導要領に関する要望書について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

私のほうで少しコメントを申し述べておきます。実は同じような要望書をちょうど1年前、平成29年

の第4回定例教育委員会でいただいております。同じ同会からのものでもございまして、当時の表題は「学習指導要領改定案の国家主義的な条項や政権寄りの政治色の濃い内容を削除するとともに、誰もが賛成、歓迎する言語教育、理数教育、体験活動の充実等の方法に注力するよう文科省と都教委に意見書を出していただきたい等の要望書」ということになっております。このときはまさに我々がこれから進めようとしている新学習指導要領の小中学校版についてのパブコメが行われていたときで、そのパブコメ内容にかかわる同会の意見について、要望として出されてきたというものでございます。

今回は、小中学校ではなくて高校の学習指導要領について、同様のご意見をもとに文科省への要望をしてほしいということでございました。したがってこの内容についての考え方は平成29年第4回定例教育委員会のときに私自身も述べておりますので、そのときの議事録等を参考にさせていただきたいと思っております。

あえて申し述べますと、新学習指導要領の前文を大きな疑問とされておるところでございますけれども、新学習指導要領前文は小・中・高で全て共通になっております。それは具体的にいいますと教育基本法第2条の教育の目標5項目というものをそのまま前文は引用しているということでございます。今回、ご要望の会からの指摘はその中の第5番目の項目であるところの中に、「国を愛する」という文言が入っているということについて、これは国家主義的な方向へ進むのではないかという懸念をされていることでございます。教育基本法、もう既にできて長い時間がたっておりますけれども、その5項目を、もう一度読み上げてみます。

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこととなっております。「国を愛する」とありますが、これは戦前の国家主義的な国の愛し方ではなくて、あくまで自国とそれから他国も尊重する中で、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこととなっております。前回も、一昨年も私、申し述べましたけれども、民主主義教育の中でこの条項を、民主主義教育という立場でしっかり理解して、子どもたちに応じて教えていく、平和を守っていくということでの教育を行っていくことと捉えて教育活動を行っていきたくと我々は思っておりますので、その点をご承知おきいただきたいということは以前と同じ感想でございます。

1点目はほかにもございますでしょうか。

よろしければ2件目でございます。2件目は、不登校児童・生徒数の増加、それから発達障害等の課題のある子どもについての市の取り組みについて、その現状等を説明してほしいという要望でございますので、これは当局のほうから今の現状について、あるいは政策の方向性について説明をしていただきたいと思っております。

荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 それではご説明申し上げます。

1点目の不登校児童・生徒数が増加した理由についてですけれども、不登校状況にある児童・生徒の状況には個別性がありますので、さらに個人内においてもさまざまな要因が複雑に絡み合っているケースがほとんどでございますので、特に特定できる理由というものが今のところございません。第1回定例会の中でご報告した調査の中では、学校における人間関係に課題を抱えている生徒が増加傾向にあるというふうに報告をさせていただきましたけれども、こちらが主な内容の1つとして選択されているものでございますので、全体の増加の理由として判明しているとまでは言いがたい状況であります。

2点目の発達障害等の居場所を学校内外で確保できないかという点につきましては、まずは今年度から全ての市立小学校、それから次年度には全ての中学校に設置をする特別支援教室がその役割を担えるかと考

えてございます。特別支援教室は個別、または少人数の集団の中で在籍学級において課題になっていることを克服できるように、特別な支援を一部在籍学級を離れて行う教室になります。

また、小学校においては固定の情緒障害特別支援学級も国立第二小学校に開室しておりまして、発達障害等があって大人数の学級での学習が難しいと判断される児童については、この学級に在籍することもございます。

あとはそういった児童・生徒が在籍学級でストレスを感じるような困った状況に対して、対応している支援員としてスマイリースタッフが各校1～2名ずつ配置されているということになりますので、そういった資源を活用しながら、発達障害等に困難さを抱える児童・生徒を支援していているというような状況でございます。

以上です。

○【是松教育長】 要望書の1と2に関しての現状等については、今、ご報告のあったとおりでございます。これについて委員のほうでございますでしょうか、感想とか。

高橋委員。

○【高橋委員】 この要望書の2のところ、大人数の学級になじめない子とか、そういう受け皿としては国立市教育センター、教育相談室で相談を受けつけていますし、さらには適応指導教室という場所もありますので、そういったところの活用というのも用意していると考えています。

以上です。

○【是松教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 先ほどの要望書とも関連するかと思うのですがけれども、ベースのところは子どもたち1人1人が生きる権利を持っていて、その権利を我々は守ってあげていくこと。成長していく権利を持っているのだということがベースであるし、このことの中でそのことを言われているのかなと思うのですが、形よりも自主的に1人1人それぞれ、荒西課長より報告があったように、1人1人の個別のケースが非常に複雑というか、いろいろな要素といろいろなタイミングが絡み合って現状の結果が出ているということで、そのことを踏まえて、1人1人の子を受けとめるというスタンスを持っている、これは非常に難しいことです。こうだったらこうだというマニュアルどおりとか、そういうことではなくて、本当に個々の子どもたちに寄り添う姿勢をしっかりと持てるのかどうかというようなことが大切。

今回、この要望が出てきたのは、いじめの認知の仕方の方が変わったことによって、爆発的に数字がふえてしまったということで驚かれて出されてきたのではないかな。全国的に同じような傾向があると思うのですが、そのベースというのはいろいろな子がそれぞれのいろいろな背景がある中で、学校に今いるのだということで、学校の中ではこういう状況が出ているということをやっと細かく見ていきましょうということを目的とした施策だったのかなと思うのです。正直言って数字だけ動いてしまって、いろいろな反応を今、我々も含めてしてしまっているというのがあるのですが、そのことが1人1人の子どもに本当に寄り添うことになるようにうまく考えていかなければいけないなと思っているところでございます。

高橋委員が言われたように、学校教育センターだったりとか、学校支援センターの中でのいろいろなシステムがあったりということで、国立市はできるだけ1人1人の子に寄り添うような形の政策を打っているだろうと思います。ただ、まだまだ子どもたちがさまざまに苦しんでいる状況はいくらでも出てくると。このことに寄り添っていくことは大切だし、寄り添うことによって、もしかしたら子どもたちから

我々が学ぶことがたくさんあると。私もそうですし先生方もそうですし、周りの子どもも学ぶことがあって、それが成長になっていくと私は信じているのですが、そういうふうに全体的に捉えることができればうれしいなと思っております。

ちょっと感想的な話になってしまいましたけれども、以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

この要望書の下の方に、要望書の提出理由として、平成 30 年第 1 回教育委員会定例会の報告事項 2 を読み、市民として強い関心を持っておりますということで、特にこのときはふれあい月間の関連で、不登校の平成 26、27、28、29 年度の推移についてご報告申し上げて、確かにこの 4 年間を通して見ると平成 29 年度で不登校数がふえているという状態があって、それを憂えてこういう要望書をいただいているのだと思います。全体的に長いスパンで見ると実はこのくらいの数字がまた過去にも出た時代がありました。やっぱり不登校というのは、そのときそのときのやっぱり子どもによって波が生じているのだなと思います。例えば小学校、これは文科省の問題行動調査等の過去の分を紐解いてみますと、小学校等で多いときで最高で 25 名等の不登校が出た時期もございましたし、中学校では 75 名というような数字を記録した年度もありました。その年度その年度で上下差はありますけれども、いえることはやはり不登校が引き続いて継続しているという、完全にゼロにならないというところであります。できるだけ学校へ来ていただくということはいいのですが、最良なのですが、必ずしも何が何でも学校へ来させればよいという対応では、もう今、不登校の問題は片づかなくなっておりまして、どうやってそういった不登校の子どもたちの居場所をつくるか、あるいはその子どもたちの高校進学に向けての進路をしっかりと導いてあげるか、あるいは最終的には社会的な自立、社会参加をしっかりと行っていけるような能力をどこでつけさせていくかというのは確かに大きな課題だと思っていますので、この要望書の中にあるように、そういうことも含めて、居場所づくりも含めて、今後教育委員会としても取り組んでいきたいと思っております。

それでは秘密会以外の審議案件は全て終了いたしました。

ここで次回の教育委員会の日程を決めておきます。

宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 次回の予定でございます。5 月 29 日火曜日、4 週目の火曜日でございますが、午後 2 時から、会場はこちら教育委員室を予定してございます。

○【是松教育長】 次回の教育委員会は、5 月 29 日火曜日午後 2 時から、会場は教育委員室といたします。

傍聴の皆さん、お疲れさまでございました。

午後 3 時 4 5 分閉会